第１回神奈川県ＤＶ・ストーカー被害者支援に向けた加害者研究会
議事概要

１．日時

令和８年９月２日（水）14 時 00 分から 16 時 00 分まで

２．場所

神奈川県庁新庁舎５階　第５Ａ会議室

３．出席者

氏名	所属・役職名等
大石　雅之	医療法人社団祐和会大石クリニック　院長
大江　由香	立教大学現代心理学部心理学科　准教授
川本　絵理	神奈川県精神保健福祉センター　所長
国兼　淳子	一般社団法人 PROVE　共同代表
小林　桜児	神奈川県立精神医療センター　所長
櫻井　鼓	追手門学院大学心理学部心理学科　教授
佐野　裕子（座長）	アンダーソン・毛利・友常法律事務所　顧問弁護士
滝沢　誠	中央大学大学院法務研究科　教授
東本　愛香	千葉大学社会精神保健教育研究センター　特任講師
毛利　隆之	鶴見総合法律事務所　代表

（敬称略、五十音順）

４．議題

（１）座長の選出について

（２）ＤＶ・ストーカー被害への対応に係る現状・課題について

（３）その他

５．会議の概要

座長として佐野裕子委員を選出した後に、県や県警の対応に係る現状や課題を踏まえ、加害者への対応方法や研究会の今後の進め方等について意見交換を行った。

（１）加害者への対応について

- まずは１回、どのように治療やプログラムにつなげられるのかが重要。
- 治療やプログラムにつなげるにあたっては、加害者に対しアプローチする主体についても検討する必要がある。

・　ＤＶ加害者とストーカー加害者への対応については、一括りにせず検討していくことが必要。
・　被害者の安全確保を最優先に、被害者側から見えている情報をどのように加害者への対応に生かせるのかという視点を持ち、検討することが重要ではないか。
・　刑事手続きが終わった後にも、加害者に包括的に関与できる仕組みを作っておくことが必要ではないか。
・　加害者への対応として、早期の段階の教育など、予防の視点も入っているとよい。

（２）今後の進め方について
・　アプローチする加害者の範囲など、研究会の目標や実現可能性も見据えながら着地点を検討する必要があるのではないか。
・　先に出口を決めるのではなく、県では実現不可能なものであっても真摯に検討する必要がある事項については、課題として出すことが重要ではないか。
・　研究会で不透明な結論にならないよう、緊急度、重要度、深刻度といったかたちで優先順位をつけて議論していくことが重要。